

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人佑志会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目 5 番地 5
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 8 年 2 月 1 6 日
- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 2 月 2 6 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	守屋 豪貴	
理 事	守屋 直子	
同	今村 千春	
同	守屋 佑紀	
同	守屋 佑一	
同	田中 宏美	
監 事	岩元 耕兒	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	守屋病院	鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5	一般病床 19床 療養病床 48床 [医療保険 48床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人保健施設			入所定員 名 通所定員 名
介護医療院			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
グループホーム花々館	鹿児島県日置市伊集院町徳重三丁目3番地14	
グループホーム花々館 郡山	鹿児島県鹿児島市郡山町2157番地1	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年5月29日 令和3年度決算の決定
令和4年5月29日 有料老人ホームももの木の売却
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当なし
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし
- (9) その他
該当なし

様式 2

法人名 医療法人 佑志会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重 2 丁目 5 番地 5

財 産 目 録
(令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	936,079 千円
2. 負 債 額	1,442,526 千円
3. 純 資 産 額	△ 506,447 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	275,664
B 固 定 資 産	660,415
C 資 産 合 計 (A+B)	936,079
D 負 債 合 計	1,442,526
E 純 資 産 (C-D)	△ 506,447

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 佑志会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重2丁目5番地5

貸借対照表

(令和 5年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	275,664	I 流動負債	549,577
現金及び預金	180,783	買掛金	9,073
事業未収金	91,506	短期借入金	481,923
たな卸資産	2,132	未払金	37,392
前払費用	136	未払費用	988
その他の流動資産	1,105	未払法人税等	332
II 固定資産	660,415	未払消費税等	2,143
1 有形固定資産	615,011	預り金	2,591
建物	409,307	前受収益	95
構築物	4,126	賞与引当金	14,455
医療用器械備品	1,090	その他の流動負債	580
その他の器械備品	1,953	II 固定負債	892,949
車両及び船舶	250	長期借入金	868,571
土地	164,375	その他の固定負債	24,378
建設仮勘定	9,900	負債合計	1,442,526
その他の有形固定資産	24,007	純資産の部	
2 無形固定資産	3,337	科 目	金 額
ソフトウェア	3,113	I 出資金	50,000
その他の無形固定資産	223	II 積立金	△ 556,447
3 その他の資産	42,066	繰越利益積立金	△ 556,447
長期前払費用	35,255	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	6,811	純資産合計	△ 506,447
資産合計	936,079	負債・純資産合計	936,079

法人名 医療法人 佑志会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重2丁目5番地5

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		652,334
2 事業費用		
(1)事業費	688,428	
(2)本部費	0	688,428
本来業務事業損失		36,094
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		36,094
II 事業外収益		
受取利息	3	
その他の事業外収益	29,283	29,287
III 事業外費用		
支払利息	14,291	
その他の事業外費用	378	14,669
経常損失		21,476
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	24,077	
その他の特別損失	228	24,306
税引前当期純損失		45,782
法人税・住民税及び事業税	332	
法人税等調整額	0	332
当期純損失		46,115

法人名 医療法人 佐志会

所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無	無	無	無	無	無	無	無

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人佑志会

理事長 守屋 豪貴 殿

私（注1）は、医療法人佑志会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月29日

医療法人佑志会

監事 岩元 耕兒

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動損益計算書、キャッシュフロー計算書及び付属明細表」とする。